

鳥取県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成22年5月14日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成22年5月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
米子環状線	変更前	米子市葭津字葭津境 3313-1 地先から同市葭津字北跡落 132-1 地先まで	2.8~19.2	635.0
	変更後	米子市葭津字葭津境 3313-1 地先から同市葭津字北跡落 132-1 地先まで	2.8~19.2	635.0
		米子市葭津字作兵衛川北葭津境 1601-1 地先から同市葭津字境目 17-2 地先まで	15.6~31.6	264.0